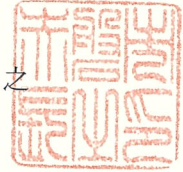


赤磐市公告第2号

赤磐市国民健康保険特定健康診査受診率向上業務における受託者の選定に係る公募型プロポーザルの実施について、次のとおり公表する。

令和8年1月6日

赤磐市長 前田正之



1 業務概要

- (1) 業務名 赤磐市国民健康保険特定健康診査受診率向上業務
- (2) 業務内容 別紙「赤磐市国民健康保険特定健康診査受診率向上業務に係る仕様書」のとおり
- (3) 履行期間 契約締結日から令和9年3月31日まで

2 参加資格要件

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 赤磐市の令和7年度入札参加資格者名簿（物品・役務関係）に登載されている者であること。
- (3) 公告日から契約締結日までの期間に、赤磐市の指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (4) 赤磐市暴力団排除条例（平成23年赤磐市条例第18号）第2条第1号から第3号までに該当しない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）であること。
- (6) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者でないこと。
- (7) 国税及び地方税を完納している者であること。
- (8) 個人情報の取り扱いに関して、JISQ15001規格に基づくプライバシーマークを取得している、又は情報セキュリティマネジメントシステムISO/IEC27001、およびISO/IEC27017の認証を受けている者である。
- (9) 赤磐市と同程度規模以上の自治体（特定健康診査対象者数6,000名程度）で、直近3年間（令和4年度～令和6年度）において赤磐市国民健康保険特定健康

診査受診率向上業務と同様の業務を完了した実績があること（印刷製本のみの業務は実績と認めない）。

3 審査基準

別紙（赤磐市国民健康保険特定健康診査受診率向上業務受託者選定プロポーザル実施説明書）のとおり

4 担当部署

〒709-0898

岡山県赤磐市下市344番地

赤磐市 市民生活部 市民課 国保年金班 担当：平山、福島

TEL：086-955-1113

E-mail：koknen@city.akaiwa.lg.jp

5 手続き等

（1）関係書類の交付期間、場所及び方法

ア 交付期間 令和8年1月6日（火）から令和8年1月22日（木）まで

イ 場 所 赤磐市ホームページ

ウ 方 法 ダウンロード

（2）参加申込書の提出期限、場所及び方法

ア 提出期限 令和8年1月22日（木）午後5時必着

イ 場 所 赤磐市市民生活部市民課

ウ 方 法 持参又は郵送（簡易書留に限る。）

（3）提案書の提出期限、場所及び方法

ア 提出期限 令和8年2月6日（金）午後5時必着

イ 場 所 赤磐市市民生活部市民課

ウ 方 法 持参又は郵送（簡易書留に限る。）

（4）仕様書等に対する質問に関する事項

ア 受付期間 令和8年1月6日（火）から令和8年1月15日（木）まで

イ 方 法 電子メール

ウ 回 答 公平性を保つため、令和8年1月19日（月）までに質問内容の回答の全てを赤磐市ホームページで公表する。

(5) プレゼンテーション及びヒアリング

ア 予 定 日 令和8年2月20日(金)

イ 場 所 赤磐市役所3階第1会議室

ウ 実施内容 プレゼンテーションの時間は30分(プレゼンテーション20分、質疑
応答10分)以内とする。準備、片付けの時間は各10分とする。

※詳細については、提案参加者に別途通知を行う。

6 その他

詳細については、「赤磐市国民健康保険特定健康診査受診率向上業務 受託者選定プロ
ポーザル実施説明書」による。